

## アイスランド・フィンランドにおける「非行・触法・薬物依存等」の発達困難を有する 青少年への発達支援の取り組みと日本の課題

企画者 高橋智 (東京学芸大学)・田部絢子 (大阪体育大学)・内藤千尋 (松本大学/東京学芸大学大学院博士課程)・石川衣紀 (長崎大学)・石井智也 (日本福祉大学/東京学芸大学大学院博士課程)・能田昂 (白梅学園大学/東京学芸大学大学院博士課程)・柴田真緒 (東京学芸大学大学院修士課程/埼玉県立所沢特別支援学校)・神長涼 (東京都自閉症協会)

司会者 高橋智 (東京学芸大学)

話題提供者 内藤千尋 (松本大学/東京学芸大学大学院博士課程)・田部絢子 (大阪体育大学)

指定討論者 金子陽子 (法務省高松矯正管区)・小山定明 (法務省大阪矯正管区)

keywords: 北欧、非行・犯罪・薬物依存、発達支援

### 【企画趣旨】

日本では現代の急激な社会構造の変化、家庭の経済的格差や養育困難の拡大のなかで、不安・恐怖・緊張・過敏・ストレス等が複雑に絡み合い、自律神経失調症・心身症、抑うつ・自殺、不登校・ひきこもり・中途退学などの心身の発達困難、いじめ・暴力・被虐待、触法・非行などの多様な不適応を有する子どもへの支援、すなわち「育ちと発達の貧困の解消」が喫緊の課題となっている(小野川ら：2016)。

北欧諸国でも移民問題や景気停滞などを背景とした急激な社会不安・経済不安が深刻化しており、それらが子ども・若者へ及ぼす心理・社会的影響についての丁寧な対応が求められている。2015年に開催された第16回 ESCAP (欧州児童青年精神医学会議)では「子どもと若者のケアの社会経済的文脈」としてグローバル化、都市化、非文明化、人口動態の変化、ミドルクラスの変容、地理的範囲の断片化が指摘され、子ども・若者の発達支援を社会構造全体の文脈に位置づけていくことが不可欠な課題として認識されている(内藤・高橋：2017)。

さて、企画者らはこれまで第53回・54回大会の自主シンポジウムにて、北欧諸国における「非行・触法・薬物依存等」の発達困難を有する青少年の発達支援の検討を通して、日本における課題を検討してきた。本シンポジウムでも引き続き、「非行・触法・薬物依存等」の発達困難を有する青少年への先進的なケアを行っているアイスランドの国立非行触法少年教育施設とフィンランドの「不適応・非行・触法」等の発達困難を有する青少年への自治体行政サービスの実践を取り上げ、そこから日本における発達支援の課題を検討していく。

なお、フィンランドの刑事制裁制度では拘禁しない「社会奉仕命令」などが取り組まれており、再犯を減らすためには青年が社会的に排除されないための支援が大切とされている。具体的には「大人が介入することで犯罪を続けさせないこと」「対象者との間で話し合いなどを通じた相互作用的な関係をもつこと」等が重要な手段である(日本弁護士連合会・第二東京弁護士会：2010)。アイスランドでも未成年を対象とした刑務所・少年院は設置されておらず、児童福祉の範疇で対応・支援が行われている。

### 【話題提供の趣旨】

#### 1. 内藤千尋：アイスランド・レイキャビク市の非行触法少年教育施設「Stuðlar」

本施設「Stuðlar」はアイスランド・レイキャビク市に設置されている。ここでは「子どもを取り巻く環境を整える」ことが支援の大事な目的とされているため、まずは家族や本人からの相談に応じた「家庭訪問」による早期介入・助言が行われている。家庭環境による保護の緊急度が高い場合や非行・発達上の課題が大きい場合には「Stuðlar」に少年を入所させて処遇・支援が行われている。多様な発達上の困難や課題を有する少年が入所しており、彼らは個別のアセスメントに基づく支援計画に沿って学校教育に準ずる教育支援や、アンガーマネジメント等のグループワーク、施設外活動に参加している。職員が少年を尊重し、「一緒にやっている」意識をもつが入所少年にも伝わり、「対等に関わってもらう」経験が少年の安心や成長・発達に良い影響を与えている様子が明らかとなった。

#### 2. 田部絢子：フィンランド・コトカ市の「不適応・非行・触法」等の発達

### 困難を有する青少年への行政サービス「Nuorten Tiimi」

フィンランド・コトカ市にて実施されている「不適応・非行・触法」等の発達困難を有する青少年への行政サービスは、児童保護法と社会福祉法に基づいて設置・運営されている。支援内容として「早期相談支援」「ファミリーサービス(長期支援)」「非行・犯罪少年への直接支援」「在宅支援」「児童福祉施設退所者支援」「グループワーク」「医療連携によるケア」等が挙げられる。

「ファミリーサービス(長期支援)」では、支援を受けている家庭の少年を対象に「Nuorten Tiimi」への通所による学習支援と生活指導・支援が行われている。そこには2名の教師が常駐し、個別のニーズに応じてフレキシブルな対応がとられている。学習困難や学校不適応・非行等の状態に置かれていた少年からは「ここに来て自分でモチベーションが持てるようになった」「自分で選択することができるようになった」等、教職員が丁寧な少年によりそい、ニーズに応じた対応によって少年が成長・発達し将来の希望を語る姿が見られた。

コトカ市の「不適応・非行・触法」等の発達困難を有する青少年への行政サービスの担当者は、非行・触法・犯罪や薬物依存症等の青少年は遠くの施設に入所していても、いずれは地域に帰ってくるが、地域に戻ってきた際に受け皿がないことが再非行に繋がりがやすいことを考え、はじめから地域でサポートしていくことが地域の理解や本人に対する支援にとって有意義であると語った。

### 【指定討論】

法務省矯正局において長年、少年院の施策や実践を牽引されているお二人の指定討論者「金子陽子氏(高松矯正管区長)、小山定明氏(大阪矯正管区第三部長、在スウェーデン日本大使館職員の経験も有する)」から、北欧に関する話題提供をふまえ、多様な発達上の困難と課題を抱える非行少年の発達支援や地域における支援のあり方に関する日本の課題についてコメントしていただく。

### 【文献】

内藤千尋・田部絢子・石川衣紀・高橋智(2016) 北欧における非行少年の発達支援の動向—スウェーデンの国立触法少年教育施設の取り組みから、『刑政』127(4)。

内藤千尋・高橋智・法務省矯正局少年矯正課(2015) 少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究—全国少年院職員調査を通して—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』66。

内藤千尋・高橋智(2017) 北欧における非行・薬物依存・犯罪を有する青少年の発達支援の動向—スウェーデン・デンマークの当事者支援を中心に—、『矯正教育研究』62。

日本弁護士連合会・第二東京弁護士会(2010)『フィンランド視察報告書—罪を犯した人の社会内での更生をめざす行政システム—』。

高橋智(2015) 矯正教育と特別支援教育の連携の課題—全国の少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の調査から—、日本矯正教育学会編『日本矯正教育学会50周年記念誌』。

高橋智・内藤千尋・法務省矯正局少年矯正課(2016)『全国の少年院・少年鑑別所における発達障害等の発達困難を有する少年の実態と支援に関する調査研究報告書』。

(TAKAHASHI Satoru, TABE Ayako, NAITOH Chihiro, ISHIKAWA Izumi, ISHII Tomoya, NOHDA Subaru, SHIBATA Mao, KAMINAGA Ryo, KANEKO Yohko, KOYAMA Sadaaki)